

川崎市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

本要領は、川崎市ふるさと納税推進業務委託に係る契約の相手方となる受託者の選定にあたり、「川崎市プロポーザル方式（業務委託）実施ガイドライン」に基づき、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

別紙「川崎市ふるさと納税推進業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに

3 委託業務期間

令和8年2月1日から令和11年3月31日まで

ただし、令和8年2月1日から令和8年3月31日まではシステム構築、返礼品事業者調整等の準備期間とし、主要業務は令和8年4月1日以降の寄附に対して行うものとする。

4 委託業務概算（上限）額

令和7年度 2,000千円

令和8年度 1,975,333千円

令和9年度 2,571,333千円

令和10年度 3,167,333千円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

5 担当課

川崎市財政局財政部資金課

6 プロポーザル方式の形式

公募型プロポーザル

7 参加資格条件

川崎市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザルに参加しようとする者（共同参加者も含む）は、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 国・地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生計画の認可決定がなされている場合は除く。）。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生計画の認可決定がなされている場合は除く。）。
- (5) 経営状態が不健全であると認められず、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はそれらと同等のセキュリティの規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。
- (7) 川崎市の業者登録（業者区分「委託」／業種・種目「99－99その他業務」）がされていること。未登録の場合は令和7年12月1日時点で登録見込であること。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

8 参加申出

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）

※共同参加者と連携して業務処理をする場合は、連名で作成すること

イ プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等を認証取得している証書の写し。または社内の情報セキュリティの内容が同等のセキュリティ規格とわかるもの

(2) 提出方法

川崎市財政局財政部資金課に持参又は郵送

(3) 提出期限

令和7年11月28日（金）午後5時（必着）

(4) 参加資格の有無の確認結果

参加資格の有無に関する確認結果については、令和7年12月4日（木）までに参加意向申出書に記載されているメールアドレスに提案資格確認結果通知書（様式2）をPDF形式で通知する。メールアドレスの記載がない場合は郵送する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（ヒアリング当日の追加資料の配布は認めない）

イ 見積書

※返礼品等調達費用、送付等に係る費用を含め、経費の内訳が確認できるよう年度ごと、経費項目ごとに記載し、契約期間総額の金額を明示すること

(2) 企画提案書等に記載すべき事項

ア 企画提案書（見積書を含む。）は自由様式とするが、別紙「企画提案作成要項」を参照し、文章やイメージ図等で簡潔に記載すること。提案書の用紙サイズは、原則としてA4サイズとする。

イ 提出方法

川崎市財政局財政部資金課に持参又は郵送

ウ 提出期限

令和7年12月17日（水）午後5時（必着）

エ 提出部数

正本1部、副本10部とする。なお、提出のあった資料は返却しない。

※上記とは別にPDFデータでの提供を求める場合がある

10 質疑・回答

(1) 受付期間

令和7年11月4日（火）～11月28日（金）

(2) 提出方法

質問書（任意様式）を電子メール又はFAXのいずれかの方法により川崎市財政局財政部資金課に提出すること。件名に【質問書・ふるさと納税プロポーザル】と入れること。

(3) 回答日

令和7年12月8日（月）まで

(4) 回答方法等

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、電子メール又はFAXのいずれかの方法により回答する。なお、回答については、質問者を含めたすべての参加申込者に知らせるとともに、川崎市ホームページに回答内容を公表する。

11 評価方法等

(1) 評価方法

川崎市ふるさと納税推進業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書を提出した者の中から、企画提案書の内容及び企画提案内容に係るヒアリングを総合的に勘案した上で、別紙で示す「評価基準」に基づき、委員会委員が評価（点数化）し、各委員の評価点の平均が最も高い者を受託者として特定する。

なお、同点の提案者が複数存在する場合は、全委員による評価項目の評価結果を比較し、「劣っている」「可」「良い」「優れている」の順に、評価数が少ない提案者を上位とする。

(2) 評価基準

企画提案書及びヒアリングにより、次の提案事項について、別紙で示す全23の評価基準に基づき評価する。

ア 基本方針

- イ 委託業務の実施体制・実績
- ウ 法令等把握と遵守、個人情報保護対策等
- エ ポータルサイト運用、管理及びデータ連携
- オ 寄附受付データの管理、寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書の発送、
処理
- カ 返礼品の開発・募集、事業者（新規・既存共）との連携、体制構築等
- キ コールセンター業務
- ク 寄附受入額増のつながる効果的な広報・プロモーション
- ケ 寄附動向の分析、検証
- コ 寄附金の募集に要する経費の内訳及び管理
- サ その他（自由提案）

(3) 失格基準

以下のア～ウのいずれかに該当する場合は、当該業務の遂行に支障があると判断し、失格とする。

ア 別紙評価基準における分類AまたはBのいずれかが65点未満である場合

イ 別紙評価基準において「不可」と評価された評価項目が1項目以上ある場合

※(11)その他（自由提案）は除く

ウ 提示された見積価格が4委託業務概算（上限）額を超えている場合（各年度）

(4) ヒアリングの実施

企画提案書を提出した者は、委員会において、ヒアリングを行う。実施日・場所等については、別途通知する。実施日は令和8年1月7日(水)～9日(金)のいずれか（各社質疑を含め30分以内）を予定している。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、採否に関わらずすべての企画提案書提案者に結果通知書（様式3）を通知する。

12 契約の締結

特定された受託候補者と、具体的な事業内容について協議を行った上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。契約締結にあたっては、発注者および受託者が押印した契約書をそれぞれ交付するものとする。

ただし、当該受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の企画提案書提案者と協議できるものとする。なお、提案のあったポータルサイトの運営事業者及び寄附金収納事務事業者との契約は、本市が直接行う。

13 契約保証金

業務に要する全体費用の見積価格の10分の1を契約締結までに契約保証金として、川崎市が発行する契約保証金の納付書により納付すること。

上記の契約保証金は、本件契約期間の満了後、受託者からの請求に基づき、利息を付さずに返還する。ただし、受託者が本件契約上の義務を履行せず、川崎市が本件契約を解除したとき、又は受託者からの解約の申入れにより本件契約が解除されたときは、納付された契約保証金は川崎市に帰属するものとする。

ただし、川崎市契約規則第33条に該当する場合は、契約保証金を免除する。

14 スケジュール予定

令和7年10月31日(金)	案件公表、提案者公募、質問書受付開始
令和7年11月28日(金)	参加申込書提出期限
令和7年11月28日(金)	質問書提出期限
令和7年12月4日(木)	参加資格決定・通知
令和7年12月8日(月)	最終質問回答日
令和7年12月17日(水)	企画提案書提出期限
令和8年1月7日(水)	ヒアリング実施
～9日(金) (予定)	
令和8年1月15日(木) (予定)	候補者の特定、選定結果通知、受託候補者と委託内容の協議開始
令和8年1月30日(金) (予定)	契約締結

15 企画提案書の取扱い

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合
- カ 2つ以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合
- キ その他、本市があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く）。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

る。

(4) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案書提案者の負担とする。

(5) その他

ア 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は「川崎市情報公開条例（平成12年3月条例第1号）」に基づく情報公開請求の対象となる。

16 留意事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により川崎市の承諾を得なければならない。

(2) 遵守事項

委託業務を遂行するにあたっては、川崎市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

(3) その他

ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 本プロポーザル参加にかかる郵便料、交通費その他費用は提案者が負担する

17 問合せ先

川崎市財政局財政部資金課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎11階

電話番号：044-200-3592、FAX番号：044-200-3904

電子メール：23sikin@city.kawasaki.jp

(様式1)

参 加 意 向 申 出 書

令和7年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

業者コード () / 申請中 ☐

所 在 地

商号及び名称

代表者職氏名 印

令和7年10月31日付けで公表された次の件について、「川崎市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル実施要領」を理解し、要領「7 参加資格条件」の要件を満たす(予定も含む)ため、プロポーザルに参加を申し込みます。

- 1 件 名 川崎市ふるさと納税推進業務委託
- 2 履行場所 財政局財政部資金課の指定する場所
- 3 提出書類 セキュリティ規格に関する書類 ()
- 4 その他

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(様式2)

提案資格確認結果通知書

令和7年 月 日

商号及び名称

代表者職氏名

川 崎 市 長 名

令和7年10月31日付けで公表された次の件について、提案資格確認結果を通知します。

- 1 件 名 川崎市ふるさと納税推進業務委託
- 2 履行場所 財政局財政部資金課の指定する場所
- 3 提案資格の有無

(有の場合) 資格を有することを認めます。

(無の場合) 次により、資格を有することを認めません。

理由：〇〇のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和7年12月●日までに下記担当課へその旨を書面で提出してください。

担当課

電話

FAX

E-mail

(様式3)

結 果 通 知 書

年 月 日

商号及び名称

代表者職氏名

川 崎 市 長 名

貴社より提出があった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

件 名 川崎市ふるさと納税推進業務委託

結 果 1 最適であると特定しました。
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

2 次の理由により特定しませんでした。
理由 ○○のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和8年1月●日までに下記担当課へその旨
を書面で提出してください。

担当課

電話

FAX

E-mail